

河内長野市ネーミングライツパートナー募集要項 (令和8年10月募集分)

市では、河内長野市ネーミングライツ事業実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、市が保有する公共施設等(以下「市有施設」という。)のネーミングライツパートナーを募集します。

なお、応募にあたっては、本募集要項のほか、実施要領(別紙資料1)及び河内長野市有料広告掲載事業に関する基本要綱(平成21年河内長野市要綱第10号)(別紙資料2)を併せてご確認ください。

1 目的

市が民間の法人又は団体等(以下「パートナー」という。)との契約により、市有施設の名称等に企業名、商品名等を冠した愛称を命名する権利(当該施設に企業名、商品名等を冠した広告物等を設置することを含む。以下「ネーミングライツ」という。)を付与し、当該パートナーからその対価を得て、市有施設の運営維持及び利用者のサービス向上を図り、市有施設の良い運営に資することを目的とします。

2 対象施設及びネーミングライツの希望金額

対象施設及び命名権料の希望金額は別紙一覧表のとおりです。

希望金額を下回る場合でも応募できますが、応募金額の下限額は希望金額の2分の1とします。

※ 命名権料は原則として金銭によるものとします。ただし、市が適当と認める場合に限り、施設で使用する物品の提供等による提案も可能とします。この場合、当該物品等の価額を客観的に示す根拠資料を添付するものとします。

3 契約期間

ネーミングライツを付与する期間(契約期間)は原則5年以内とします。施設の特性、管理、運営形態等に応じてパートナーと協議の上、その期間を決定しますが、大規模改修等の理由により契約可能期間が5年を下回る施設もあります。

4 愛称の範囲

ネーミングライツ事業による愛称は、市有施設にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から市民及び利用者の理解が得られるものとし、実施要領第5条の要件を満たすものとしてください。

なお、市は、ネーミングライツ事業の契約期間中は、市有施設の愛称を使用するものとします。ただし、法令等に規定されている当該市有施設の名称(以下「正式名称」という。)については変更しないものとし、必要に応じて正式名称を併記することがあります。

※ 施設によっては、愛称の条件を別途設ける場合があります。

5 費用負担

ネーミングライツ事業の導入に伴う市とパートナーの費用負担の区分は、実施要領別表のとおりとします。

6 応募資格

実施要領第3条に規定する業種及び事業者等に該当しない法人又は団体等(個人事業主を含む。)が応募できるものとします。

7 応募方法

(1) 提出書類

ア 河内長野市ネーミングライツ事業応募申請書(様式第1号)(※以下「申請書」)

イ 応募者の事業概要等を記載した書類(会社概要等)

ウ 定款、その他これらに類する書類

エ 登記事項証明書(法人の場合のみ)

オ 誓約書

カ その他市長が必要と認める書類

※ 物品提供による応募の場合、申請書の「応募金額」欄に当該物品等の内容と併せて金額換算した相当金額を記載するとともに、5「費用負担」に示すとおり、当該物品等の金額換算の根拠資料(見積書等)を添えて応募してください。

※ 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 募集期間

令和8年10月1日(木)から同年11月30日(月)まで

※ 募集期間内に提出された応募について 12 月に審査を行います。

(3) 提出先

〒586-8501

河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市役所 成長戦略局営業部公民連携課(3階)

※ 書類の受付時間は、午前 9 時から午後 4 時30分までとなります(土曜日、日曜日及び祝休日を除きます)。

※ 郵送の場合は、簡易書留など配達記録が確認できる方法によるものとし、上記提出先への書類到着日時を提出日時とします。

(4) 留意事項

ア 応募にあたっての費用については、応募者の負担となります。

- イ 追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ウ 提出書類等は返却しません。
- エ 提出書類等は関係機関への意見照会で使用することがあります。また、河内長野市情報公開条例に基づき開示することがあります。

8 優先候補者の選定

(1) 審査

募集期間内に提出された応募について、本市が設置する優先候補者選定審査会において、提出された書類に基づきネーミングライツ事業の実現性、業務実績、信頼性その他の条件について、(2)に掲げる選定基準により総合的に審査を行い、ネーミングライツパートナーとして採用することの適否及び優先候補者を決定します。

なお、同一施設に複数の応募があった場合は、選定基準に基づく審査により最も評価の高い応募者を優先候補者として選定します。

また、審査の結果、いずれの応募も適当でないと認める場合は、優先候補者を選定しないことがあります。

(2) 選定基準

区分	番号	審査項目	配点
応募内容	①	愛称案について (施設イメージとの合致、親しみやすさ、分かりやすさ)	10
	②	愛称以外の提案内容について (施設の運営維持や利用者のサービス向上に向けた取組み)	10
	③	応募金額 (物品提供の場合は、根拠書類等により金額換算する)	50
	④	期間	10
	⑤	応募の動機	10
応募者の状況	⑥	業務実績 (企業理念、地域貢献等の実績など)	20
	⑦	地域要件 (市内に本社、支社又は営業所がある法人又は団体等)	10
合 計			120

※「2 対象施設及びネーミングライツの希望金額」、「4 愛称の範囲」及び「6 応募資格」の要件を満たさない応募については、審査を行わず失格とします。

※ 応募金額の全部もしくは一部が物品の提供による場合、応募者から提出された当該物品等の価額を客観的に示す根拠資料により金額換算し、評価します。

※ 審査項目③が25点未満の場合、又は③以外の審査項目の合計得点が35点未満の場合は優先候補者には選定しないものとします。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査会での審査後、速やかに文書で通知します。

9 契約の締結

市は、優先候補者の決定後、当該優先候補者と契約に係る必要事項について協議を行い、合意が成立したときは、速やかに契約を締結するとともに、ネーミングライツを導入する施設の名称、愛称、命名権料等について、市ホームページ等で公表します。

なお、優先候補者との協議の結果、契約に至らなかった場合は、次点順位の応募者と契約締結に向けた協議を行うものとしします。

10 命名権料の返還

市長は、実施要領第 13 条の規定に基づき、パートナーの責めに帰さない理由により契約を解除したときは、既納の命名権料から契約解除を行うまでの期間(1月に満たないときは1月とする。)分を差し引いた月割で返還するものとしします。

11 契約の解除

市は、実施要領第14条のいずれかに該当するときは、契約を解除することができるものとしします。

12 その他

契約期間満了後において同一施設のネーミングライツパートナーを募集する場合は、現契約のネーミングライツパートナーと優先的に協議を行うものとしします。ただし、協議が整わない場合又は市が必要と認める場合は、改めて公募を行います。

なお、協議に際しては、原則として応募時における提出書類に準じた資料の提出を求めるものとしします。